

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の申請に係る戸籍証明書の無料交付について

 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行等に伴い、同法に基づく補助金等の申請に必要となる戸籍証明書の発行に係る事務手数料を無料とする。

1 内容

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。）の施行等に伴い、中央区に本籍を定めている者で同法に基づく補助金等の支給を受けようとする者が、その申請を都道府県に提出する際に必要となる戸籍証明書の発行に係る事務手数料を無料とする。

2 改正を要する条例

中央区事務手数料条例（昭和33年3月中央区条例第8号）

3 施行予定日

公布の日